

【地方消費税率引上げ分における使途の明確化について】

平成26年4月、国と地方を合わせた消費税の税率が5%から8%に改正されました。

これにより、本町の歳入である地方消費税交付金は増収となり、その増収分については地方税法第72条の116により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に要する経費に充てるものとする。」とされています。

本町では、平成30年度決算における消費税率引上げ増収分(地方消費税交付金・社会保障財源分)は86,220千円となりましたので、以下の事業の一般財源分に充当いたしました。

●地方消費税率引上げ分の使途一覧(充当額: 86,220千円)

単位: 千円

区分	充当事業	事業内容	事業費	国・県支出金	町債	その他	一般財源	充当額
社会福祉	障がい者医療費助成事業	重度の身体障がい、知的障がい、精神障がいを有する人の通院及び入院(精神は対象外)に係る医療費の自己負担金を助成することにより、対象者の健康維持及び負担軽減を図る。	29,546	11,928	0	0	17,618	86,220
社会福祉	老人医療費助成事業	65歳から69歳までの老人の通院及び入院に係る医療費の自己負担金の一部を助成することにより、対象者の健康維持及び負担軽減を図る。	4,711	0	0	0	4,711	
社会福祉	子ども医療費助成事業	高校3年生までの子どもの通院及び入院に係る医療費の自己負担金を助成することにより、子どもの健康維持及び保護者の負担軽減を図る。	33,286	11,884	0	0	21,402	
社会福祉	一人親家庭等医療費助成事業	一人親家庭の父母と児童及び父母のいない児童の通院及び入院に係る医療費の自己負担金を助成することにより、対象者の健康維持及び負担軽減を図る。	8,055	2,904	0	0	5,151	
社会保険	国民健康保険特別会計繰出金	国民健康保険事業の安定化のため、保険基盤安定負担金や財政安定化支援等の繰出を行う。	92,962	55,212	0	0	37,750	
社会保険	後期高齢者医療特別会計繰出金	後期高齢者広域連合が行う低所得者等の保険料軽減に対する公費負担の繰出を行う。	41,462	31,096	0	0	10,366	
保健衛生	予防接種事業	伝染の恐れのある疫病の発生・まん延を予防するため、定期予防接種及び任意予防接種を行い、町民の健康維持を図る。	27,753	0	0	0	27,753	
合計			237,775	113,024	0	0	124,751	86,220

※事業費には人件費及び事務費は含まれておりません。